

## 参考資料

### 芦別市食育推進会議条例

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、芦別市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 食育推進計画（法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画をいう。以下同じ。）を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策実施を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 食育の推進に関係する機関、団体等の長から推薦された者
- (3) 公募に応じた市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第6条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民福祉部健康推進課において行う。

(会長への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月19日条例第15号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月26日条例第48号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月15日条例第58号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年6月28日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 芦別市食育推進会議委員名簿

役職等	氏 名	所属団体等	区 分
会長	須藤 榮松	食育についての知識、経験が豊富な者	学識経験者
副会長	村上 由佳	芦別地区栄養士会	栄養関係団体
委員	請川 勝也	北海道全調理師会芦別支部	食育関係団体
	西道 文教	きらきらぼし生産組合	食育関係団体
	橋本 英明	(社) 芦別市医師会	医療関係団体
	依本 卓見	芦別歯科医会	医療関係団体
	小林 律子	芦別市食生活改善協議会	栄養関係団体
	三浦 新一郎	芦別市校長会	教育関係団体
	白井 佳澄	学校法人市村学園 認定こども園 芦別みどり幼稚園	教育関係団体
	今野 真琴	市民の代表	公募
	竹部 真那美	市民の代表	公募

# 芦別市食育推進計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 芦別市食育推進計画の作成に向けた調査及び検討を行うため、芦別市食育推進計画庁内検討委員会（以下「食育検討委員会」という。）を設置する。

(食育検討委員会の職務)

第2条 食育検討委員会は、次に掲げる事項について調査し、検討する。

- (1) 芦別市食育推進計画の作成及びその計画の実施の推進に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項及び食育の推進に関する施策の実施の推進に関する事項

(組織)

第3条 食育検討委員会は、食育に関係する部局の課長及び係長並びにそれらの相当職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 食育検討委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、市民福祉部健康推進課長とし、副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、食育検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 食育検討委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて会議に関係職員を出席させることができる。

(報告)

第6条 食育検討委員会は、必要に応じて調査及び検討内容を庁議に報告するものとする。

(庶務)

第7条 食育検討委員会の庶務は、市民福祉部健康推進課で行う。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、食育検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が食育検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月17日から施行する。

## 芦別市食育推進計画庁内検討委員名簿

役職等	氏名	職名
会長	酒谷 勝人	健康推進課長
副会長	松浦 良治	農林課長
委員	土田 潤	総務防災課 主幹
	水野 敦	総務防災課 危機対策係長
	飯高 誠	企画政策課長
	松本 千春	企画政策課 まちづくり推進係長
	大淵 昭仁	行革推進課 主幹
	西 雅晴	行革推進課 行革・デジタル化推進係長
	平尾 道代	市民環境課長
	林 克俊	市民環境課 生活衛生係長
	鈴木 貴大	介護高齢課長
	繁泉 理絵	介護高齢課 高齢者支援係長
	半場 大介	介護高齢課 地域包括支援係長
	佐々木 保行	児童課長
	木村 英之	児童課 子ども家庭係長
	佐藤 亮	商工観光課長
	井ノ口 隆之	商工観光課 商工振興係長
	繁泉 和彦	農林課 農政係長
	木野田 直一	学務課長
	及川 雄一	学務課 学校教育係長
	佐藤 勝美	学校給食センター管理係長
	相場 晃人	生涯学習課長
	小倉 衛一	生涯学習課 社会教育係長
	渡辺 久幸	体育振興課長
	小谷内 哲生	体育振興課 体育振興係長

事務局	三浦 香織	健康推進課 健康推進係長
	渡辺 香織	健康推進課 健康推進係 管理栄養士
	堂用 沙矢子	健康推進課 健康推進係 保健師
	佐藤 麻衣	健康推進課 健康推進係 保健師